第一項の表七八の項を次のように改める。

78	削除

第一項の表一二三の項を次のように改める。

123	削除

第一項の表一七一の項を次のように改める。

171	削除

第二項の表二の項を次のように改める。

2	削除

四十四　平成二十一年総務省告示第五十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三一の項を次のように改める。

31	削除

四十五　平成二十一年総務省告示第二百七十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三八の項を次のように改める。

38	削除

四十六　平成二十一年総務省告示第四百号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二七の項を次のように改める。

27	削除

四十七　平成二十二年総務省告示第二百九十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第四項の表四一の項を次のように改める。

41	(1)　愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40―3（47.90） (2)　愛媛県西宇和郡伊方町九町字アラカヤ2番耕地498（200.50）	北緯33度29分23秒東経132度18分28秒の地点と北緯33度28分55秒東経132度18分04秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

第四項の表六五の項を次のように改める。

65	(1)　愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40―3（47.90） (2)　愛媛県西宇和郡伊方町九町字アラカヤ2番耕地461（120.00）	北緯33度29分23秒東経132度18分28秒の地点と北緯33度29分07秒東経132度18分05秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

四十八　平成二十三年総務省告示第九十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第三項の表八の項を次のように改める。

8	削除

四十九　平成二十三年総務省告示第二百十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第三項の表一の項を次のように改める。

1	削除

第四項の表六の項を次のように改める。

6	(1)　静岡県御前崎市佐倉5561（89.90） (2)　静岡県藤枝市瀬戸ノ谷字芽穴所9963―1（893.80）	北緯34度37分47秒東経138度08分39秒の地点と北緯34度58分43秒東経138度11分08秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

○環境省告示第九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）及び金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第五号）の規定に基づき、産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法等の一部を次のように改正し、平成二十五年六月一日から適用する。

平成二十五年二月二十一日

環境大臣　石原　伸晃

（産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法の一部改正）

第一条　産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和四十八年二月環境庁告示第十三号）の一部を次のように改正する。

第一の一中「及びベンゼン」を「、ベンゼン及び一・四―ジオキサン」に改め、「除く。）、鉱さい若しくはばいじん」の下に「（一・四―ジオキサンの検定に係るものを除く。）」、「得られた試料液を」の下に「三千重力加速度で二十分間遠心分離した後、」を加え、「グラスファイバーフィルターペーパー（ＧＦＰ）」を「メンブランフィルター（第二の表の上欄に掲げる物質に対して吸着が起こらない材質のもの。以下同じ。）」に、「ろ過した後の」を「ろ過した」に改め、「（ろ過が著しく困難な場合は、当該試料液を毎分約三千回転で二十分間遠心分離した後の上澄み液）」を削り、第一の一の表の試料の項のロ中「日本工業規格Ｚ八八〇一（一九九四）」を「日本工業規格Ｚ八八〇一―一（二〇〇六）」に改め、同表の試料液の項のイ中「純水に水酸化ナトリウム又は塩酸を加え、水素イオン濃度指数が五・八以上六・三以下となるようにしたもの」を「水（日本工業規格Ｋ〇五五七（一九九八）に規定するＡ三又はＡ四のものをいう。以下同じ。）」に改め、同項ロ中「純水に水酸化ナトリウム又は塩酸を加え、水素イオン濃度指数が七・八以上八・三以下となるようにしたもの」を「水」に改め、同項ハ中「汚泥、ばいじん若しくはばいじん、燃え殻」を「汚泥若しくはばいじん、燃え殻」に、「純水に水酸化ナトリウム又は塩酸を加え、水素イオン濃度指数が七・八以上八・三以下となるようにしたもの」を「水」に改め、同項ハの次に次のように加える。

ニ　イからハまでにおいて用いる容器の容積は溶媒の体積のおおむね二倍とする。

第一の一の表の溶出の項中「連続して」の下に「水平に」を加える。

第一の二中「純水」を「水」に改め、「その試料液を」の下に「三千重力加速度で二十分間遠心分離した後、」を加え、「グラスファイバーフィルターペーパー（ＧＦＰ）」を「メンブランフィルター」に、「ろ過した後の」を「ろ過した」に改め、「（ろ過が著しく困難な場合は、当該試料液を毎分約三千回転で二十分間遠心分離した後の上澄み液）」を削る。

第一の三中「純水」を「水」に改める。

第二中「に係る汚泥及び汚泥を処分するために処理したもの」の下に「、一・四―ジオキサンの検定に係るばいじん及びばいじんを処分するために処理したもの」を加え、「当該汚泥若しくは当該揮発性物質の検定に係る汚泥を処分するために処理したもの」を「これらの産業廃棄物」に改め、第二の表中「日本工業規格Ｋ〇一〇二（一九九八）」を「日本工業規格Ｋ〇一〇二（二〇〇八）」に、「日本工業規格Ｋ〇〇九三（一九九五）」を「日本工業規格Ｋ〇〇九三（二〇〇六）」に改め、第三号の次に次のように加える。